

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準取扱要領

平成22年3月31日 制定

平成30年3月31日 改正

令和3年9月30日 改正

令和7年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準（以下、「景観形成基準」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(景観形成地区内における届出を要しない行為)

第2条 景観形成基準3(1)届出対象行為イ(ア)景観形成地区に規定する「別に定める軽易なもの」は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法第85条第6項に規定する許可を受けた仮設建築物の建築。ただし、吹田市景観まちづくり条例別表に定める規模に該当する建築物を除く。

(市長が特に認めるものについて)

第3条 景観形成基準別表2色彩の景観誘導基準における注2の「市長が特に認めるもの」は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 色彩の景観誘導基準の範囲外の色を使用するほうが、周辺の景観と調和し、かつ良好な景観の形成に寄与すると認められるもの。
 - (2) 現にある景観資源を保全するために、色彩の景観誘導基準の範囲外の色を使用する必要性があり、かつ良好な景観の維持に寄与すると認められるもの。
 - (3) 設置場所や設置する工作物の特性等により、色彩の景観誘導基準の範囲外の色を使用することに妥当性があり、かつ良好な景観の形成に支障がないと認められるもの。
 - (4) 上記(1)から(3)には該当しないが、特段の事情や客観的な理由により、色彩の景観誘導基準の範囲外の色を使用することがやむを得ないと認められるもの。
- 2 前項の各号のいずれかに該当し、「市長が特に認めるもの」として取り扱おうとする際には、あらかじめ、吹田市景観アドバイザーの意見を聴くものとする。

(重点地区の活用)

第4条 土地所有者等は、次の各号に定める開発行為を行うに当たっては、重点地区の活用を行うよう努めなければならない。

- (1) おおむね1ヘクタール以上の開発行為

(2) 千里ニュータウン地区地区計画区域内における地区整備計画の活用が行われる開発行為

(重点地区の指定又は変更に係る土地所有者等への原案の提示方法)

第5条 市長は、重点地区の指定又は変更を含む景観形成基準を変更しようとする場合、吹田市民の意見の提出に関する条例に基づく意見提出手続を実施前に、あらかじめ当該重点地区内の土地所有者等へ個別に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第6条 市長は、景観形成基準を変更しようとする場合、その内容を周知させる必要があると認めるときは、説明会の開催その他の適切な措置を講ずるものとする。